

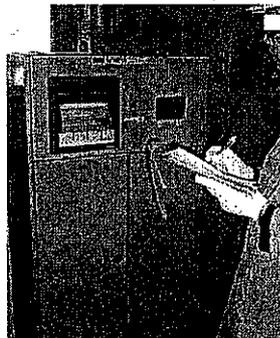
汚濁負荷量の測定方法

総量規制対象事業場（指定地域内事業場）は特定排出水のCOD、窒素、りんの汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておく義務が課せられている（水質汚濁防止法第14条第2項）。以下に、汚濁負荷量の測定方法の概要を示す。

(1) 汚濁負荷量の測定位置の代表的な例

No	排水系統の例と測定位置	留意点
1	<p>業種A — 処理施設 — 排水口 業種B —</p>	処理後で測定する。
2	<p>業種A — 処理施設 — 排水口 業種B — 業種C — 処理施設 —</p>	複数の処理系統がある場合、合流後で適正に測定できるなら、合流後で測定する。
3	<p>業種A — 処理施設 — 排水口 業種B — 冷却水 —</p>	排水に冷却水が混入する場合、混入前で測定する。
4	<p>業種A — 処理施設 — 排水口No 1 業種B — 業種C — 処理施設 — 排水口No 2 業種D —</p>	排水口が複数ある場合は、各系統ごとに汚濁負荷量を測定し、合計する。

COD自動計測器
の設置例



(2) 測定頻度

事業場日平均 排水量 (m ³)	400以上	400未満 200以上	200未満 100以上	100未満 50以上
頻 度	毎日測定	1日測定/7日	1日測定/14日	1日測定/30日

知事が例外規定を定めることができる。

(3) 濃度の計測法の概要

事業場日平均 排水量(m ³)	400以上	400未満
測定法 (1) 水質自動計測器(自動採水・記録機能付) C O D :COD計、TOC計、TOD計、UV計等 窒素:T-N計 / リン:T-P計		
(2) コンポジットサンプラー (流量比例採取) + 指定計測法(手分析)	(1)によることが技術的に妥当でない場合、その他(1)によりがたいと認められる場合	
(3) 指定計測法(手分析) (1日3回以上採取し分析)	知事が例外規定を 定めた場合のみ	
(4) 簡易な水質計測器 (自動採水機能なし) (1日3回以上採取し分析)	知事が例外規定を 定めた場合のみ	

(4) 水量の計測法の概要

事業場日平均 排水量(m ³)	400以上	400未満
測定法 (1) 流量計又は流速計 (流量積算記録機能付)		
(2) 積算体積計(記録機能付)		
(3) JIS K0094の8等 簡易な計測法	知事が例外規定を 定めた場合のみ	